

令和5年8月

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業
明和町民生委員システム導入事業
公募型プロポーザル実施要領

明和町

目次

1. 事業概要	1
(1) 業務名称	1
(2) 業務内容	1
(3) 参加資格	1
(4) 上限価格	1
2. プロポーザルの実施スケジュール	2
3. 参加意思表示の確認	2
4. 質問及び回答	2
(1) 質問の提出	2
(2) 質問の回答	2
5. 提案関係書類	3
(1) 提出書類	3
(2) 企画提案書作成要領	3
(3) 提案見積書作成要領	3
(4) システム機能要件書回答要領	4
6. 選定	4
(1) 選定機関	4
(2) 一次審査基準項目と配点表	4
(3) 二次審査基準項目と配点表	4
(4) 優先交渉権者の決定	5
(5) 最低基準点	5
7. 二次審査実施概要	5
(1) 実施内容	5
8. 結果通知	5
(1) 一次審査結果通知	5
(2) 二次審査結果通知	5
9. 契約の締結	5
10. その他の留意事項	6

1. 事業概要

本プロポーザル実施要領は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した民生委員システムの導入にあたり、複数事業者からの提案内容を比較検討し、明和町の示す条件に合致したシステムの調達を図るためのものである。

(1) 業務名称

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業明和町民生委員システム導入事業

(2) 業務内容

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業明和町民生委員システム導入事業仕様書の定めるところによる。

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加する場合は、参加表明提出時まで下記要件を満たすものであること。

- ①国又は地方公共団体の発注による業務を受注したことがある者又は受注したことがある者を主な担当者とする者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく明和町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ③公告日から優先交渉権者決定の日までの間、明和町及び群馬県の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- ⑤役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(4) 上限価格

上限価格 金10,000,000円（消費税相当額を含まない）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すた

めのものであることに留意すること。

2. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルの審査は、一次審査（提出書類による選考）と二次審査（プレゼンテーション）の二段階において実施する。

No	項目	期限等
1	参加表明書提出期限（様式1号）	令和5年8月28日（月）午後5時まで
2	質問書の提出期限（様式3号）	令和5年8月31日（木）午後5時まで
3	質問書の回答	令和5年9月4日（月）
4	提案関係書類の提出	令和5年9月8日（金）午後5時まで
5	一次審査結果通知	令和5年9月14日（木）まで
6	二次審査	令和5年9月21日（木）～10月4日（水）
7	優先交渉権者決定	令和5年10月上旬

3. 参加意思表明の確認

プロポーザルへの参加の意思がある場合は、上記スケジュールの提出期限内に「参加表明書」（様式1号）を提出する。提出期限後の参加表明書は受け付けることができない。

なお、参加表明後、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式2号）を提出すること。

4. 質問及び回答

（1）質問の提出

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、「質問書」（様式3号）を作成し、以下のとおり電子メールにて送付すること。

- ① 提出期限 令和5年8月31日（木）午後5時まで
- ② 提出方法 電子メールにて送付するものとする。
- ③ 提出先 kikaku@town.gunma-meiswa.lg.jp
- ④ 提出様式 質問書（様式3号）

（2）質問の回答

質問の回答は、各社からの質問事項をすべて取りまとめ、参加事業者に電子メールにて回答するものとする。なお、回答の送付は、令和5年8月29日（火）を予定している。

5. 提案関係書類

(1) 提出書類

- ① 提出書類（各書類正本1部、副本8部及び、提出書類を格納したCD-Rを1枚提出すること）
 - 1) 企画提案書表紙（様式4号）
 - 2) 企画提案書
 - 3) 提案見積書
 - 4) システム機能要件書
- ② 提出期限 令和5年9月8日（金）午後5時まで
- ③ 提出先 〒370-0795
群馬県邑楽郡明和町新里250-1
明和町総務課政策室企画財政係
- ④ 提出方法 上記提出先へ持参もしくは郵送すること。
期限までに提出がない場合は、採点を行わない。

(2) 企画提案書作成要領

- ① 企画提案書は、別紙「企画提案書記載項目」に従い作成すること。特に、記載項目の順序は、別紙「企画提案書記載項目」の順序と同一とすること。
- ② 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できる内容とすること。
- ③ 企画提案書は、A4版、横書き、両面印刷にて作成すること。
- ④ ページ数は、50ページ以内で作成すること。（表紙と目次はページ数に含めない。）
なお、図面等補足資料でA3用紙を使用する場合は、A4版に織り込むようにし、1ページとしてカウントすること。
- ⑤ 各ページには、ページ番号を記載すること。
- ⑥ 文字の大きさは、10ポイント以上とすること。
- ⑦ CD-Rに保存するファイル形式は、PDF形式とする。

(3) 提案見積書作成要領

- ① 提案見積書は紙様式を使用すること。
「見積書及び見積内訳書（様式5号）」
- ② 提案価格は、日本円、消費税抜きで表記すること。
- ③ 提案価格は、システム構築、システム運用期間（令和6年3月～令和8年3月まで）の総額を記載すること。
- ④ CD-Rに保存するファイル形式は、PDF形式とする。

(4) システム機能要件書回答要領

- ① 機能要件書は、別紙「システム機能要件書」に回答を記載すること。
- ② 機能要件書の回答要領は、要件毎に以下の基準にて回答すること。

項目	回答	回答基準
機能要件書 対応状況欄	◎	標準機能で対応可能な機能
	△	代替機能により対応可能な機能（備考欄に代替案を記載すること。）
	▲	有償カスタマイズにて対応可能な機能
	×	対応不可の機能

- ③ CD-R に保存するファイル形式は、Microsoft Excel で編集可能な形式とする。

6. 選定

(1) 選定機関

令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業明和町民生委員システム導入事業の選定は、令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業明和町民生委員システム導入事業審査委員会（以下「委員会」という。）により行う。選定委員会の事務局は、総務課政策室企画財政係があたる。

(2) 一次審査基準項目と配点表

一次審査では、仕様書に基づいて提出された企画提案書、機能要件書、提案見積書について、選定評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い、上位2社を二次審査対象事業者とする。

一次審査基準項目と配点は以下のとおりとする。

No	審査基準項目	配点
1	システム機能要件書	200点
2	企画提案書	200点
3	提案見積書	200点
4	合計	600点

(3) 二次審査基準項目と配点表

二次審査では、プレゼンテーションにより、選定評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行う。

二次審査基準項目と配点は以下のとおりとする。

No	審査基準項目	配点
1	プレゼンテーション評価	400点
2	合計	400点

(4) 優先交渉権者の決定

二次審査の対象事業者の内、一次審査と二次審査の合計点数が最も大きい者を優先交渉権者とする。

(5) 最低基準点

点数の合計の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選外とする。

提案事業者が1者のみの場合でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば、優先交渉権者として選定する。

7. 二次審査実施概要

(1) 実施内容

提案事業者は、企画提案内容のプレゼンテーションを実施する。

- ① 場 所 明和町役場3階第1会議室
- ② 実施日時 令和5年9月21日(木)～10月4日(水)のいずれか
※実施日時の詳細は、一次審査結果通知後、二次審査対象事業者へ通知する。
- ③ 実施時間 提案事業者は、プレゼンテーション60分(説明50分、質疑10分)、とする。
- ④ プレゼンテーションの内容は、一次審査で提出した企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。
- ⑤ 会場はプロジェクター、スクリーンは当町が準備するものとし、説明用PC・資料は提案事業者にて準備すること。
- ⑥ コロナウイルス感染拡大の状況によってはWebex、ZOOM等により実施することもある。

8. 結果通知

(1) 一次審査結果通知

一次審査の結果については、令和5年9月14日(木)までに通知する。

(2) 二次審査結果通知

二次審査の結果については、10月上旬に通知する。

9. 契約の締結

優先交渉権者と総務課政策室企画財政係とで、必要に応じて事業内容について協議し、契約を締結するための仕様内容の調整を行う。

なお、仕様の調整において双方合意に至らない場合は、次点となった事業者と「仕様の調整」を行い、これを契約者とする場合がある。

10. その他の留意事項

(1) 本事業における注意事項を以下に示す。

- ① 提案事業者は、複数の提案を行うことはできない。
- ② 本プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- ③ 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。なお、提出書類は、企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。
- ④ 提出された書類は、一切返却しない。
- ⑤ プロポーザルに関する問い合わせは、以下のとおりとする。

明和町総務課政策室企画財政係

〒370-0795

群馬県邑楽郡明和町新里250-1

TEL 0276-84-3111 (内線223)

FAX 0276-84-3114

e-mail kikaku@town.gunma-meiwa.lg.jp